◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１８６号(H25. 3. 1)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（２月２２日～２月２８日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスが歩行者を撥ねた事故
（３）乗合バスの車内事故２
（４）貸切バスと乗用車が衝突した事故
（５）タクシーの運転者が酒気帯び運転
（６）トラックが乗用車に追突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）

◇◇◇

２月２５日（月）午後０時１０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せて運行中、乗客（女性、７１歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が椎間板圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、交差点で赤信号にて停車した際、当該乗客がバス停留所に停車したと勘違し、立ち上がると同時に青信号にて発車したため、発車の反動により当該乗客が転倒した模様。

（４）貸切バスと乗用車が衝突した事故
２月２４日（日）午後３時２５分頃、岡山県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客４２名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。
この事故により、当該乗用車の運転者が死亡、当該貸切バスの乗客３名が軽傷を負った。
事故現場は、当該貸切バスから見て片側一車線の緩やかな左カーブで、事故当時、対向車線の当該乗用車が中央車線を越えて当該貸切バスに向かって走行してきたため、衝突を避けようと、当該貸切バスは、道路端の側溝に前後タイヤが脱落するまで左に寄せたが、当該貸切バスの右前方部と衝突した模様。

（５）タクシーの運転者が酒気帯び運転
２月２１日午（木）午前１０時頃、茨城県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、乗用車と衝突した。
この事故による、負傷者はいない。
事故当時、当該乗用車が対向車線にはみ出し、当該タクシーと衝突したが、駆け付けた警察官が、当該タクシーの運転者から酒の臭いがしたため、呼気を確認したところ基準値を超えるアルコール分が検出されたため、酒気帯び運転が発覚した模様。
なお、当該運転者は、点呼時にアルコールチェックを受けずに出庫した模様。

（６）トラックが乗用車に追突した事故
２月２４日（日）午後２時３０分頃、新潟県の高速道路において、徳島県に営業所を置く大型トラックが、停車中の乗用車①に追突し、当該乗用車①が前方に停車中の乗用車②に追突し、合計３台が絡む玉突き事故となった。
この事故により、最初に追突された当該乗用車①の乗員４人と２台目の乗用車②の乗員６名の合計１０人が軽傷を負った。
事故当時、現場付近は強風のため、地吹雪となっており、２台の乗用車は視界不良のため走行車線に停車していたところ、当該トラックが現場付近を走行中に突然視界が確保出来なくなったため、ブレーキを踏み減速したが、目の前に停車している乗用車を避けきれず追突した模様。

◇◇◇

これまで国土交通省で作成した､｢乗合バスの車内事故防止マニュアル｣や｢トラック追突事故防止マニュアル｣など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html)

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

◇◇

【６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

昨年４月２９日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、同年６月１１日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、６月２９日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」
（11月26日公表）
→　関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html）

◇◇◇